

人材紹介料について

返戻金規定：早期退職時の人材紹介手数料返戻金の補償

万が一採用決定者が6ヶ月以内に「自己都合」にて退職した場合、下記の期間と割合に応じて紹介手数料を返戻いたします。

退社日月の翌月末返戻金といたします。

※求人者との個別契約において別途返戻条件を定めた場合は、当該個別契約の定めによります。

☐ 1ヶ月以内で退職した場合、紹介手数料5万円を除く紹介手数料全額を返戻※

☐ 2ヶ月以内で退職した場合、紹介手数料の70%返戻

☐ 3ヶ月以内で退職した場合、紹介手数料の50%返戻

☐ 4ヶ月以内で退職した場合、紹介手数料の40%返戻

☐ 5ヶ月以内で退職した場合、紹介手数料の35%返戻

☐ 6ヶ月以内で退職した場合、紹介手数料の30%返戻

☐ 尚、分割お支払利用時に採用決定者が「自己都合」退社した場合の紹介手数料の返戻は1ヶ月以内退社時は上記※同様に返戻いたしますが、以降の退社につきましては返戻をいたしません。（以降5ヶ月以内に退社時の場合は、退社月のお支払いは月額を会社カレンダー等での稼働日数で割った日額計算となります。）

株式会社プロサポート